

## VI 取組方針

### (1) こども・若者の視点に立った施策の立案と推進

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながります。また、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、こども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。これらは、こども基本法の理念の一部として規定されています。

このようなこども基本法の理念に基づき、こども・若者の意見を聴取し、施策に反映されるよう取り組みます。

### (2) ジェンダーギャップの解消を始めとした社会全体の意識・構造の改革

こども・若者が、多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重し合いながら、その多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、固定的な性別役割分担意識や特定の価値観、プレッシャーを押しつけられることなく、主体的に自分らしく、幸福に暮らすことができるように支えることが重要です。

奈良県は固定的性別役割分担意識が全国的に見ても根強く、女性の家事・育児に要する時間が全国で最長となっており、母親に子育ての負担が大きくかかっていることを変える必要があります。また、社会全体でこどもや子育てを見守り、支える意識を高め、社会全体の構造を変えるよう取り組みます。

### (3) 若い世代、ひとり親世帯の所得の向上

若い世代が将来にわたる生活の基盤を確保することで、将来に希望を持って生きることができる社会をつくるのが、少子化克服の鍵となっています。

近年、若い世代が結婚やこどもを産み、育てることへの希望を持ちながらも、経済的な不安等から将来展望を描けない傾向にあることから、雇用と所得環境の安定や、ひとり親世帯への自立支援等について取り組みます。

### (4) 男女ともに仕事と家庭・子育てを両立できる職場環境の整備

固定的性別役割分担意識等を前提とした働き方や暮らし方を見直し、男女ともに仕事と家庭・子育てを両立できる環境づくりを促進します。

本県は女性の就業率が全国で最も低く、柔軟な働き方ができる職場づくりが必要です。共働き、共育て、共家事を推進し、結婚や子育てに対する負担感の軽減につながるよう取り組みます。

### (5) 個人の希望に応じた選択ができるよう、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援の充実

結婚、妊娠、出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、多様な価値観、考え方を尊重することを大前提とし、若い世代が自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが重要です。

このような、こどもや若者、子育て当事者がライフステージに応じて、様々な課題に対処できるよう取り組みます。

### (6) 困難な状況に置かれているこども・子育て世帯に対する相談体制、支援等の充実

貧困、虐待、いじめ等の困難な状況に置かれているこどもや若者、子育て世帯を誰一人取り残さ

ず、その特性や支援ニーズに応じたきめ細かい支援を行うことが重要です。

このことから、子ども・親の誰もが、困りごとを相談でき、支援につなげられるよう取り組みます。

#### **(7) こどものすこやかな成長と子育て世帯を支える教育、保育等の体制整備**

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。

このことから、障害のある子どもや医療的ケア児などの特別な配慮を必要とする子どもを含め、一人一人の子どもが学びや遊びを通じてすこやかに成長し、また、子育て世帯の負担感を軽減できるよう、教育、保育等の体制整備に取り組みます。

#### **(8) 妊娠、出産、子ども、子育てを支える保健医療提供体制の充実**

子どもがいつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制や、地域の周産期医療体制を確保し、妊娠、出産、子ども、子育てを支えることができる保健医療提供体制の充実に取り組みます。

#### **(9) 子ども、子育てにやさしいインクルーシブなまちづくり**

子どもや子育て当事者の目線に立ち、障害のある子ども・若者や、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進できるよう、障害の有無等に関わらず、子どもがのびのびと遊ぶことができる空間を創出します。

また、交通アクセスや授乳などの場所を気にすることなく、子育て世帯が外出し、楽しむことができるようなまちづくりに取り組みます。